

地域づくり総合支援事業サポート事業（過疎・中山間地域コミュニティ再生支援枠）
制度概要Q & A

福島県企画調整部地域振興課

◆制度の概要について

Q 1 過疎・中山間地域コミュニティ再生支援枠の概要について教えてください。

A 1 地域づくり総合支援事業は、補助金の交付（サポート事業）以外にも、県自らが実施、あるいは県が民間団体や市町村等と共同で実施（戦略事業）という手法を用意し、地方振興局を中心とする出先機関が、民間団体や市町村等とともに考え、最も適した手法を選択する事業です。

平成20年度からは、サポート事業の中に新たに「過疎・中山間地域コミュニティ再生支援枠（以下、「コミュニティ再生支援枠」という。）」を設け、過疎・中山間地域の住民自らが主体的に住みよい地域づくりや地域の課題等について話し合い、地域コミュニティの再生を図る取組みに対して補助金を交付します。また、県の職員が市町村職員と協力し、必要に応じて集落や地域コミュニティに出向いて助言するなど、これまで以上に積極的に支援していきます。

Q 2 コミュニティ再生支援枠の事業内容について教えてください。

A 2 コミュニティ再生支援枠の対象地域は、福島県過疎・中山間地域振興条例（以下、「条例」という。）第2条で定める「過疎・中山間地域」とします（別表の52市町村が対象）。

事業の実施主体は、過疎・中山間地域の地域コミュニティ組織（行政区、自治会、町内会等、大学や民間団体等と連携した事業体、連合体を含む）及び市町村です。

対象事業は、「地域コミュニティの再生に関する事業（以下、「コミュニティ再生事業」という。）」と「地域コミュニティの再生に関する計画策定事業（以下、「計画策定事業」という。）」とします。

補助率及び補助限度額は、計画策定事業については、10/10以内で上限30万円、コミュニティ再生事業については、4/5以内で上限500万円（地域コミュニティ組織）、上限700万円（市町村）です。

また、計画策定事業を活用して地域コミュニティ再生に関する計画を策定した上で、コミュニティ再生事業を実施する場合には、補助率を100万円まで10/10以内、100万円を超えて補助限度額の上限まで4/5以内とします。

なお、対象事業費の下限は、ソフト事業25万円、ハード事業50万円です。

◆事業主体について

Q 3 「地域コミュニティ組織等」とは、どのようなものですか。

A 3 地域コミュニティ組織は、市町村における行政区、自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体で、大学や民間団体等と連携した事業体、連合体を含むとしています。

したがって、特定目的のために組織された、宗教団体（宗教団体から派生した団体、傘下団体も含む）、営利団体（企業の体育・文化団体も含む）、公益法人、商工会、社会

福祉協議会、観光協会、体育協会、趣味の愛好会・イベント等のために組織された団体、NPO、その他その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体は除きます。

地域コミュニティ組織としては、行政区、自治会、町内会の類を典型例とします。また、地域コミュニティの単位組織の地理的な範囲の典型としては、小学校の通学区程度までを想定しています。なお、人口規模の小さな町村等で上記要件があてはまらない場合については、個別に判断することになります。

Q 4 コミュニティ再生事業を行う場合など、すでに地域内の合意がなされていることが想定されますが、具体的にどのような条件で地域内の合意を判断するのですか。

A 4 具体的には、行政区長、自治会長、町内会長等の代表印で申請してもらうことを原則とし、それをもって地域内の合意を得ているものと考えています。その他の場合については、その都度相談してください。

Q 5 事業主体となる地域コミュニティ組織には、戸数制限はありますか。

A 5 戸数制限はありません。

Q 6 農村地域で営農組合の構成員世帯と行政区・自治会の構成員世帯が一致している場合に、組合を事業主体としてよいですか。

A 6 既述の営農組合が実質的な事業実施の主体になる場合であっても地域コミュニティにおける合意形成が必要であるため、補助事業の申請主体は、地域コミュニティ組織等としてください。

Q 7 地域コミュニティ組織が大学や民間団体等と連携した事業体等で申請する場合に、事務局が大学や民間団体等にあってもいいですか。

A 7 事務局は必ずしも地域コミュニティ組織になくても構いませんが、地域コミュニティにおける合意形成が必要であり、地域コミュニティ組織が構成メンバーであることを確認する必要があります。ただ単にその地域が大学等の研究フィールドであるとか、民間団体の活動地域がその地域であるといっただけでは認められません。

なお、地域コミュニティ組織の関与が薄い場合は、サポート事業一般枠での採択の可能性もあります。

Q 8 市町村が事業主体になるのは、具体的にどのような場合ですか。

A 8 市町村が実施主体になる場合は、地域コミュニティ組織等が実施主体になるよりも、市町村が実施主体となることが効率的な場合でコミュニティ活動などの支援に直結する事業となる場合とします。

具体的に次のような場合がこれに該当します。

①施設を整備するときなど、地域コミュニティ組織等では建物の登記やその後の施設の維持管理が難しい場合。

②複数の地域コミュニティ組織等が同時に備品を購入する計画を立てたが、これをまと

める上部団体がいないため、市町村が購入し分配する場合。

- ③地域コミュニティ組織等が購入を検討している利用頻度が少ない備品を効率的に利用するため、市町村が購入して複数の地域コミュニティ組織に貸出しを行う場合（市町村の行政用にならないようにしてください）。

◆対象事業について

Q 9 「コミュニティ再生事業」とは、具体的にどのような事業ですか。

A 9 地域コミュニティの再生に関する事業全般です。具体的には、森林整備活動等の森林の荒廃対策、アンテナショップ、直売所整備等の産業振興、除雪体制整備、伝統芸能・文化保存、そば栽培等の遊休農地対策、空き家対策、定住・二地域居住等の地域間交流等の地域の創意工夫によるさまざまな事業を想定しています（→別紙1参照）。ただし、単に施設等の維持修繕をするだけの事業等は補助対象外です。

Q 10 「計画策定事業」とは、具体的にどのような事業ですか。

A 10 地域住民の皆さんが集まり、主体的に住みよい地域づくりや地域の課題等、地域コミュニティの再生のために十分な話し合いを行い、その結果として、条例第13条に定める地域づくり計画（地域コミュニティの再生に関する計画）を策定する事業です。話し合いを行う中で、計画実現の参考になる先進地視察経費（宿泊代、食事代等を除く。）や研修受講経費、大学の有識者や地域づくり団体のリーダー等を講師として招へいする経費等を計画策定に必要な主な経費として想定しています。なお、話し合い時のお茶代は食糧費で計上することができますが、酒代や食事代等については補助対象外ですのでご注意ください。

福島県過疎・中山間地域振興条例(抜粋)

第13条(地域づくり計画の策定)

(地域づくり計画の策定)

第13条 住民、集落及び特定非営利活動法人その他の団体（以下「集落等」という。）は、県との連携及び協力による過疎・中山間地域の振興を目的として、地域の実情を反映した地域づくりに係る計画（以下「地域づくり計画」という。）を策定することができる。

Q 1 1 「計画策定事業」とは、どのくらいの期間で実施すべきですか。

A 1 1 期間は問いません。地域住民の皆さんの話し合いの結果が十分に反映された内容になっていることが重要です。住民の皆さんが1～2回程度集まったくらいで策定するのは、基本的に難しいと想定していますが、これまでに話し合いを重ねてきている地域コミュニティもあると思いますので、ケースバイケースで考えていく必要があります。

Q 1 2 「補助の期間」は、どれくらいですか。

A 1 2 補助の期間（原則1年、明確な事業計画のある発展的な事業等は3か年以内で継続できる）の基本的な枠組みは一般枠と同じです。

Q 1 3 「対象地域」について、過疎・中山間地域としていますが、この考え方は一般枠と同様に、“事業の主たる実施場所や主たる効果の及ぶ地域はどこなのか”という観点で判断すればよいのですか。

A 1 3 そのとおりです。一般的には、事業の主たる実施場所と主たる効果の及ぶ地域とは一致するものと思われませんが、例えば、〇〇集落の振興を図る目的で近隣の地方都市でPR事業等を行うという場合の対象地域は〇〇集落になります。

Q 1 4 直売所や農家レストラン、クラインガルデン、体験農園など、地域コミュニティが中心となって運営する収益が見込まれる地域ビジネス創業にかかるハード整備で補助を受けられますか。

A 1 4 事務取扱で「営利を目的とした事業」等を補助対象外としていますが、公益性が認められ、地域振興に資する事業であれば対象にできます。ただし、地域コミュニティが事業主体となって地域の再生を図る事業が、すべて可能なわけではなく、整備する施設の所有者が特定の個人である場合等、条件によって認められない場合がありますので、その都度ご相談ください。

◆制度の特徴について

Q 1 5 従来のサポート事業（以下、「一般枠」という。）との主な相違点は。

A 1 5 一般枠の対象地域は、民間団体は「県内全域」、市町村等は「過疎地域、特定中山間地域等」であるのに対し、コミュニティ再生支援枠は、条例第2条で定める「過疎・中山間地域」です。

そして、事業の実施主体は、一般枠が民間団体及び市町村等ですが、コミュニティ再生支援枠は、過疎・中山間地域の地域コミュニティ組織等及び市町村です。一般枠では、「広域的視点に配慮された事業又は先駆的な事業」を対象事業としていますが、コミュニティ再生支援枠は、県内で既に実施事例があるものであっても「地域コミュニティの再生に関する事業」であれば対象になります。

また、これまでの一般枠では、自己負担分の財源が捻出できずに事業の実施を断念していた地域コミュニティ等についても、4/5や10/10という高い補助率で事業の実施が容易になりました。

さらには、地域コミュニティでは事業の企画から実施までを担える人材がない場合にも市町村や県（地方振興局等）に相談いただくことで、市町村職員や県職員が地域に出向いて、地域コミュニティの再生に向けた話し合いの場に参加するなど積極的に関わるとともに、大学や民間団体、有識者、企業、国等との連携・協働を促しながら取組みを応援します。

なお、計画策定事業では、地域コミュニティでの主体的で活発な話し合いを支援することになります。

◆事務手続等について

Q16 市町村内のすべての行政区でコミュニティ再生事業を実施したいのですが、すべての行政区で申請は可能ですか。

A16 申請をしていただくこと自体は可能ですが、予算の範囲内で対応することになります。特に計画策定事業の場合は、計画策定後に事業を実施することになるため、十分考慮して対象事業を決定してください。

Q17 「計画策定事業」と「コミュニティ再生事業」は同一年度に実施可能ですか。また、1年目に計画策定、2年目に計画実現のための事業実施をすることはできますか。

A17 どちらも可能です。ただし、計画策定においては、地域コミュニティでの十分な話し合いがなされることが条件です。また、1年目に計画策定、2年目以降に計画実現のための事業実施を行うのは望ましい形です。しかし、一般枠と同様に事業決定は単年度毎に行うものであり、次年度以降の事業決定を約束するものではありません。

Q18 平成19年度まで一般枠で補助金の交付を受けていた場合に、平成20年度の継続分をコミュニティ再生支援枠で申請することはできますか。

A18 コミュニティ再生支援枠の要件を満たす場合は可能です。ただし、サポート事業一般枠の補助を受けていた事業については、継続事業として取り扱います。

Q19 コミュニティ再生支援枠の方が有利な条件となる場合は、他に既存の補助事業がある場合であっても申請すれば補助を受けられますか。

A19 基本的には一般枠と同様に他の補助制度がある場合はそちらを優先していただくことになります。ちなみに、事業主体が地域コミュニティ組織等である補助事業は、現在のところそれほど多くありません。また、重なる場合などは他の補助事業を担当する部局と協議し、総合的に判断することになりますので、不明な点がある場合はその都度ご相談ください。

Q 2 0 一般枠で3年間補助を受けた後、コミュニティ再生支援枠で引き続き補助を受けられますか。

A 2 0 原則として同じ事業、一部ステップアップしていても主要部分が同じ事業では補助は受けられません。ただし、地域コミュニティが主体となって新たな事業を構築していると認められる場合は補助の対象となります。

Q 2 1 地域コミュニティの再生に関する事業であれば、ソフト事業でもハード事業でも使えますか。

A 2 1 どちらも可能です。

また、企画段階からでも相談いただければ、地域コミュニティの再生を図るために、サポート事業のコミュニティ再生支援枠を活用するほか、サポート事業一般枠や過疎・中山間地域連携事業での事業構築、保健福祉部の地域の子育て応援交付金や土木部の元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業や農林水産部の中山間地域等直接支払制度、小規模・高齢化集落支援モデル事業、農地・水・環境向上対策、国土交通省の集落活性化推進事業、総務省の過疎地域集落再編整備事業等の条件に合致する国や県の補助事業を探するなど、県職員が積極的に対応し、地域コミュニティ再生のために最も適した手法と一緒に考えます。

Q 2 2 例えば、一定期間地域の担い手になってくれる人を一般募集した場合に、その人件費などの滞在に要する経費は補助対象経費として認められますか。

A 2 2 基本的に補助対象経費に含めることができます。詳細については確認が必要ですが、例えば緑のふるさと協力隊や学生、農業就業希望者、移住希望者など、一定期間以上住んで地域の担い手になるような事業の人件費についても補助対象にすることは可能です。

Q 2 3 コミュニティ再生支援枠についても一般枠と同じく指標・数値目標を設定するのですか。

A 2 3 「コミュニティ再生支援枠」の事業については指標・数値目標は設定しません。

Q 2 4 今後どのようなスケジュールで進めるのですか。

A 2 4 詳細のスケジュールについては、各地方振興局に任せていますので、直接お問い合わせください。

Q 2 5 これから申請するとなると、計画策定後に事業開始というスケジュールとなり、事業が平成20年度～21年度にまたぐ可能性があるのですが。

A 2 5 事業は当年度内でお願います。一般枠と同様に毎年度申請してもらうことになります。単年度会計であることから次年度予算の保証はできません。

県内の過疎・中山間地域の状況

(平成20年4月1日現在)

番号	市町村名	区 分	
		過疎地域	過疎・中山間地域
1	福島市		△
2	会津若松市		△
3	郡山市		△
4	いわき市		△
5	白河市		△
6	須賀川市		△
7	喜多方市	○	○
8	相馬市		○
9	二本松市	△	△
10	田村市	△	○
11	南相馬市		△
12	伊達市	△	△
13	本宮市		
14	桑折町		△
15	国見町		
16	川俣町	◎	○
17	飯野町		○
18	大玉村		△
19	鏡石町		
20	天栄村		○
21	南会津町	◎	○
22	下郷町		○
23	檜枝岐村		○
24	只見町	◎	○
25	北塩原村	◎	○
26	西会津町	◎	○
27	磐梯町	◎	○
28	猪苗代町		○
29	会津坂下町		○
30	湯川村	◎	○

番号	市町村名	区 分	
		過疎地域	過疎・中山間地域
31	柳津町	◎	○
32	三島町	◎	○
33	金山町	◎	○
34	昭和村	◎	○
35	会津美里町	○	○
36	西郷村		○
37	泉崎村		
38	中島村		
39	矢吹町		
40	棚倉町		○
41	矢祭町	◎	○
42	塙町	◎	○
43	鮫川村	◎	○
44	石川町		△
45	玉川村		
46	平田村		○
47	浅川町		△
48	古殿町	◎	○
49	三春町		○
50	小野町		○
51	広野町		○
52	楡葉町		○
53	富岡町		○
54	川内村	◎	○
55	大熊町		○
56	双葉町		○
57	浪江町		○
58	葛尾村	◎	○
59	新地町		
60	飯館村	◎	○
合計		23	52

※ 過疎地域は、過疎地域自立促進特別措置法の対象地域である市町村

(◎は過疎法第2条第1項(市町村全域が過疎地域)に該当する市町村、○は同法第33条第1項(市町村全域がみなし過疎地域)に該当する市町村、△は同法第33条第2項(合併前の該当旧町村の区域のみ過疎地域)に該当する市町村を表す。)

33条2項 二本松市 (旧岩代町、旧東和町の区域のみ)
 " 田村市 (旧大越町、旧都路村の区域のみ)
 " 伊達市 (旧霊山町、旧月舘町の区域のみ)

※ 過疎・中山間地域は、過疎・中山間地域振興条例及び過疎・中山間地域振興戦略の対象地域である市町村

(○は市町村の区域の全域が対象地域である市町村、△は市町村の区域の一部が対象地域である市町村を表す)

